

入 札 説 明 書

あま市役所市長公室危機管理課に係る競争入札については、下記のとおり執行します。

1. 競争入札に付する事項等

公告文（あま市公告第16号）による。

2. 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同法施行令第167条の4に規定される次の事項に該当する者は、競争入札に参加する資格を有しない。

ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ウ 次の(ア)から(キ)までのいずれかに該当すると市長が認めた者で、3年以内であって市長が定める期間を経過していないもの。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(イ) 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(ウ) 落札候補者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

(カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

(キ) (ア)から(カ)までの規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(2) その他の入札参加資格

ア 業務の遂行能力及び技術を有する者であること。

イ 緊急時、必要により特別業務が生じた場合には、早急に業務ができる者であること。

ウ あま市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する要綱（平成22年あま市訓令第46号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員等である者でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の申請、又は申請準備段階である者でないこと。

3. 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

あま市木田戌亥18番地1【令和5年5月2日（火）まで】

あま市七宝町沖之島深坪1番地【令和5年5月8日（月）から】

あま市役所市長公室危機管理課

電話(052)444-0862

(2) 入札書の提出期限

公告文（あま市公告第16号）による。

(3) 入札書の提出場所、開札の日時及び場所

公告文（あま市公告第16号）による。

(4) 入札書の提出方法

ア 入札参加者は、入札書【様式3】に必要な事項を記載し、記名押印（あらかじめ届け出た印に限る。）のうえ、あらかじめ示している様式（【様式4】を参考とすること。）による封筒に入れ（要押印）糊付け封印したもので提出すること。

イ 入札は、その提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることはできない。

ウ 入札の延期等

競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(5) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札時までには委任状【様式5】を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

(6) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係ない職員を立ち合わせて行うものとする。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札会場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札会場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ身分証明書又は入札等の権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 開札会場への入場は、入札者又はその代理人のみとし、入札関係職員が認めた特別な理由がない限り、これ以外の者が入場することができない。

オ 入札者又はその代理人は、契約担当者が特にやむを得ないと認めた場合のほか、開札会場を退場することができない。

4. その他

(1) 入札保証金

公告文（あま市公告第16号）による。

(2) 入札の無効

公告文（あま市公告第16号）による。

(3) 落札候補者の決定方法

ア 契約規則第15条の規定に基づいて作成された予定価格以上で最高価格をもって有効な入札を行ったものを落札候補者とする。

イ 落札候補者となるべき者が二人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落

札候補者を決定するものとする。入札者又はその代理人がくじを引かないときは、入札事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札候補者を決定する。

(4) 契約書の作成

競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

(5) 質問

公告文（あま市公告第16号）による。